

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体      御 中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

### 今回の内容

令和6年度以後における介護保険法施行令附則第23条の  
適用について  
計1枚（本紙を除く）

Vol.1176

令和5年 10月6日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2260）  
FAX：03-3503-2167

事 務 連 絡  
令和 5 年 1 0 月 6 日

各 都道府県 介護保険主管部（局） 御中  
市 町 村

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和 6 年度以後における介護保険法施行令附則第 23 条の適用について

日頃より、介護保険行政の適正な運営に尽力いただき、御礼申し上げます。

介護保険料に係る所得段階の算定については、平成 30 年度税制改正（令和 2 年分以後の所得税等について適用。以下「税改」という。）が適用されることに伴う意図せざる影響や不利益が生じないように、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）に附則第 23 条を加える等の一部改正を行った上で、具体的な対応を「平成 30 年度税制改正に伴う介護保険制度における所得指標の見直しについて」（令和 2 年 12 月 25 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）においてお示ししているところです。

今般、令和 6 年度以後における介護保険法施行令附則第 23 条の適用（市町村民税課税者に関する所得段階の算定に係る対応）を下記のとおりお示します。各、各市町村におかれましては御了知いただきますようお願いいたします。

## 記

介護保険法施行令附則第 23 条は、第 8 期（令和 3 年度分から令和 5 年度分まで）の保険料に係る所得についての特例措置を規定したものであり、当該規定による特例措置は、第 9 期以後（令和 6 年度分以後）の保険料に継続しません。すなわち、第 9 期以後は、市町村民税課税者の所得段階の算定に当たり、合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合でも、当該給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額から 10 万円を控除する対応を行いません。

第 8 期においては、基準所得金額を税改前の所得（令和 2 年度に実施した調査によって把握した令和元年分の所得）を基準として設定しており、税改を踏まえて所得が増加した第 1 号被保険者について、従前の保険料段階よりも段階が上がり負担が増加し得ることによる意図せざる影響を遮断するため、当該規定による特例措置を講じています。

一方、第 9 期以後においては、基準所得金額を税改後の所得（本年度に実施した調査によって把握した、当該規定による特例措置を講じる前の令和 4 年分の所得）を基準として設定する予定であり、第 8 期のような意図せざる影響が生じないため、当該規定による特例措置は継続しません。